

令和8年度 安曇野市「起業×移住」支援事業業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 令和8年度 安曇野市「起業×移住」支援事業業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、令和8年度 安曇野市「起業×移住」支援事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、または可否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は

同様に3位4位と続ける。

- 3 参加事業者が1事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定を実施する。ただし、全審査員の評価点の平均が満点の6割を下回る時は不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光スポーツ部商工労政課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月5日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表1（第3条関係）

役職名	職名・所属
委員長	安曇野市商工観光スポーツ部長
副委員長	安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課長
委員	安曇野市政策部政策経営課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市市民生活部移住定住推進課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市農林部農政課（所属長が指名した者）

別表2（第6条関係）

企画提案書等を特定するための評価基準

評価にあたっては、以下の「評価基準」に基づき、参加表明書、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により、総合的に判断する。

審査項目		評価基準	配点
基本的事項	経営基盤	・ 経営状況が安定し、事業遂行能力に問題はないか。	10
	業務実績	・ 提出された業務実績の内容が本業務と親和的か。	10
企画提案力	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の詳細について、仕様書に記載されている内容に基づき、その目的、内容等を的確に反映した企画内容になっているか。 ・ セミナー等の企画・運営について具体的かつ効果的な内容が提案されているか。 ・ 市内への移住希望者に向けた起業支援又は就業（転職）支援について、具体的かつ効果的な内容が提案されているか。 ・ 単発の支援に終わることなく、起業又は就業（就職）に至るまでの継続的なフォローアップが期待できる内容となっているか。 ・ 企画提案内容に工夫や独創性がみられるか。 	40
	運営体制	・ 運営スタッフの配置や業務管理の体制が、事業の進行管理が適切に行える体制であるか。	20
	全体スケジュール	・ 適切な事業スケジュールが示されているか。	10
	見積書評価	・ 提案内容を検討して妥当かどうか。	10
配点合計			100